

松江市告示第 365 号

松江市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱（令和 3 年松江市告示第 455 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 5 月 27 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（自立支援金の申請受付開始日及び申請期限）</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 自立支援金に係る申請期限は、<u>令和 4 年 8 月 31 日</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1</u> この告示は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。</p> <p><u>（求職活動等要件の緩和）</u></p> <p><u>2</u> <u>第 10 条第 1 項第 2 号中「月 2 回」とあり、同項第 3 号「週 1 回」とあるのは、当分の間、「月 1 回」とする。</u></p>	<p>（自立支援金の申請受付開始日及び申請期限）</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 自立支援金に係る申請期限は、<u>令和 4 年 6 月 30 日</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。</p>

附 則

この告示は、令和 4 年 5 月 30 日から施行する。